

平成二十四年内閣府・復興庁・総務省・財務省・農林水産省・経済産業省令第一号

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行規則  
株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行令（平成二十四年政令第三十七号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行規則を次のように定める。  
(定義)

**第一条** この命令において「債務の株式化等」とは、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（以下「機構」という。）が、対象事業者に対して有する債権を現物出資することにより、対象事業者が機構に対して発行する株式その他の持分を取得することをいう。

2 この命令において「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次の各号に掲げる場合（財務上又は事業上の関係からみて会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するもの）を含む。以下「法人等」という。）の財務及び事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう。

一 法人等（次に掲げる法人等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が百分の五十を超えている場合

イ 法人再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の決定を受けた法人等

ロ 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社

ハ 破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定による破産手続開始の決定を受けた法人等

ニ その他（次に掲げる法人等に準ずる法人等）

二 法人等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が百分の四十以上である場合（前号に掲げる場合を除く。）であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

イ 法人等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数（次に掲げる議決権の数の合計数をいう。次号において同じ。）の割合が百分の五十を超えていること。

（1）自己の計算において所有している議決権

（2）自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意

う。次号において同じ。）の割合が百分の五十を超えていること。

（3）自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議

決権

ロ 法人等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者（当該法人等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。）の数の割合が百分の五十を超えていること。

（1）自己の役員

（2）自己の業務を執行する社員

（3）自己の使用者

（4）自己から派遣された次に掲げる者であつた者

（5）自己から派遣された次に掲げる者であつた者

（i）任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続い退職手当通算法人（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第一百六条の二第三項に規定する退職手当通算法人をいう。以下この号において同じ。）の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職し、当該退職手当通算法人に在職している者であつて、当該退職手当

算法人に在職した後、特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち、退職手当通算法人の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職する時に国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者

（ii）公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第三条第二項に規定する派遣職員及び同法第十条第二項に規定する退職派遣者（自己が法人等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。）

ハ 法人等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額に対する自己が行う融資（債務の保証及び担保の提供を含む。ニにおいて同じ。）の額（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を含む。）の割合が百分の五十を超えていること。

ホ その他自己が法人等の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。

三 法人等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数の割合が百分の五十を超えている場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。）であつて、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合

3 前二項に定めるもののほか、この命令において使用する用語は、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（リース契約の要件）

**第二条** 法第二条第二項第五号に規定する主務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 資産を使用させる期間（以下この条において「使用期間」という。）において、資産の取得価額から使用期間が満了した後における当該資産の見積残存価額を控除した額並びに利子、固定資産税、保険料及び手数料の額を対価として受領することを内容とするものであること。

二 使用期間が満了した後、資産の所有権その他の権利が資産の借主に移転する旨の定めがないこと。

（政策金融機関、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構及び信用保証協会に準ずる特殊法人等）

（政策金融機関、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構及び信用保証協会のほか、次に掲げる法人とする。）

（政策金融機関（沖縄振興開発公庫、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社国際協力銀行をいう。）、預金保険機

構、農水産業協同組合貯金保険機構及び信用保証協会のほか、次に掲げる法人とする。）

（日本私立学校振興・共済事業団）

（株式会社商工組合中央金庫）

（農業信用基金協会）

（保険契約者保護機構）

（株式会社地域経済活性化支援機構）

（独立行政法人奄美群島振興開発基金）

（独立行政法人勤労者退職金共済機構）

（独立行政法人情報処理推進機構）

（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構）

（国立研究開発法人森林研究・整備機構）

（独立行政法人農畜産業振興機構）

（独立行政法人農業者年金基金）



二 当該特定関係者との間で行う取引で、その条件が機構の取引の通常の条件に照らして当該特定関係者に不当に不利益を与えるものと認められるもの

三 何らの名義によつてするかを問わず、法第十七条第一項の規定により読み替えて適用される（大規模な事業者等）

**第九条** 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行令（以下この条において「令」という。）

第一条第一項第十二号に規定する主務省令で定める額は、五億円とする。

令第一条第一項第十二号に規定する主務省令で定める数は、千人とする。

4 3 2 令第一条第四項第一号に規定する主務省令で定める割合は、三分の二とする。

令第二条第五項に規定する主務省令で定めるものは、国又は地方公共団体が法人等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該法人等とする。

（回収等停止要請の対象となる回収等）

**第十一条** 法第二十一条第一項に規定する債権の回収その他主務省令で定める債権者としての権利の行使は、対象事業者に対する債権の債権者として対象事業者に対し行う一切の裁判上又は裁判外の行為（流動性預金の拘束を含む）のうち、次に掲げるものを除くものとする。

一 次項及び第三項に規定する債権の弁済の受領

二 対象事業者が当該関係金融機関等に対して有する預金その他の債権について他の債権者による仮差押え、保全差押え又は差押えがされた場合に行う相殺

三 対象事業者に対し約束手形、為替手形又は小切手（外国におけるこれらに類するものを含む。以下「手形等」という。）の割引を行った場合であつて、当該手形等の不渡りがあつたときにおける遡求権の行使又は当該割引に係る契約に基づく当該手形等の買戻請求権の行使

四 対象事業者に対する貸付けに關し、次に掲げる対象事業者による担保の提供があつた場合の受入れ

イ 担保権の目的として供されている商業手形、売掛金債権等の全部又は一部の消滅に伴う同価値の担保の提供

ロ 担保権の目的である財産の譲渡のために担保権を抹消する目的で行う同価値の担保の提供

五 対象事業者が関係金融機関等に対し提供した担保について、その担保の設定が動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第二百四号）第三条第二項に規定する動産譲渡登記又は同法第四条第二項に規定する債権譲渡登記若しくは同法第十四条延長

次に掲げる債権については、回収等停止要請によりその弁済の受領を妨げない。

2

一 約定期限

二 有価証券関連デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引又は為替予約取引に係る債権

三 対象事業者が商取引のために振り出した手形等のうち支払期日が到来したものに係る債権

四 関係金融機関等が行った輸入信用状の決済により直接発生する対象事業者に対する債権

五 対象事業者が関係金融機関等に対して支払う振込、口座振替、為替、手形代金取立て等のある社債

六 対象事業者が手形等を振り出した場合に、一定の極度額の限度内において当該関係金融機関等が立替払する旨が定められている契約

七 対象事業者に対する他の事業者による買掛金の一定期日における払込みをあらかじめ関係金融機関等が受託するとともに、当該対象事業者から当該他の事業者に対する売掛金債権を当該関係金融機関等が担保のため譲り受けける旨が定められている契約

4 第二項第二号の「有価証券関連デリバティブ取引」とは、金融商品取引法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引（同項第四号に掲げる取引に限る。）をいう。

5 第二項第二号の「金融等デリバティブ取引」とは、銀行法第十条第二項第十四号に規定する金融等デリバティブ取引をいう。

6 第二項第二号の「為替予約取引」とは、当事者が将来の一定の時期において通貨及びその対価の授受を約する売買取引（金融商品取引法第二十二条第一項第一号及び第二号に掲げる取引（通貨に係るものに限る。）に該当するものを除く。）をいう。

7 第二項第二号の「買戻請求権」とは、当該手形等の買戻請求権の行使（機構が決定を行つたときの公表事項等）

8 第二十八条に規定する主務省令で定める期間は、毎年、四月一日から六月三十日まで、七月一日から九月三十日まで、十月一日から十一月三十一日まで及び翌年の一月一日から三月三十一日までの各期間とする。

9 法第二十九条に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

10 一 支援決定を行つた件数

11 二 買取申込み等期間の延長の決定を行つた件数

12 三 支援決定を撤回した件数

13 四 買取決定を行つた対象事業者の概要及び買取りに係る債権の元本総額（債務の株式化等による場合は、現物出資された債権の元本総額）

14 五 出資決定を行つた対象事業者の概要及び出資総額（債務の株式化等による場合にあつては、現物出資された債権の元本総額）

15 六 対象事業者に係る債権の譲渡その他の処分の類型（債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行つた件数及び対象事業者に係る株式又は持分の譲渡その他の処分の類型（譲渡、消却その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行つた件数並びに当該処分時ににおける対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）及び処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

16 七 一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要及び対象事業者に対して行つた買取決定に係る債権の買取価格の総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

17 三 機構は、対象事業者の数が二以下のときは、前項第四号から第七号までに掲げる総額を公表しないことができる。

18 四 機構は、第二項各号に掲げる事項を公表することにより対象事業者に不利益を及ぼさないよう配慮しなければならない。

（インターネットを利用する公告の方法）

19 第十二条 法第二十九条第三項に規定する主務省令で定める方法は、インターネットを利用して次に掲げる事項を公衆の閲覧に供する方法とする。

20 一 確認を行つた日

21 二 確認を受けた金融機関等の名称

22 三 確認に係る貸付けを行う日

23 四 確認に係る貸付金の元本額

（区分して経理する業務）

24 第十三条 法第三十七条第一項第二号の主務省令で定める業務は、関係金融機関等（農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十二号）第二条第一項に規定する農水産業協同組合に限る。）が対象事業者に対して有する債権に係る法第十六条第一項第二号から第七号までに掲げる業務及び法第二条第二項第六号に掲げる金融機関等（第三条第四号、第五号、第十二号、第十三号及び第十五号から第十七号までに掲げるものに限る。）が対象事業者に対して有する債権に係る法第十六条第一項各号に掲げる業務とする。

25 一 財團法人食品流通構造改善促進機構（平成三年十月一日に財團法人食品流通構造改善促進機構という名称で設立された法人をいう。）

26 口 対象事業者に対する他の事業者による買掛金の一定期日における払込みをあらかじめ関係金融機関等が受託するとともに、当該対象事業者から当該他の事業者に対する売掛金債権を当該関係金融機関等が担保のため譲り受けける旨が定められている契約

- 二 財團法人殘留農業研究所（昭和四十五年七月二十九日に財團法人殘留農業研究所という名称で設立された法人をいう。）
- 三 社團法人全國農地保有合理化協会（昭和四十六年九月二十八日に社團法人全國農地保有合理化協会という名称で設立された法人をいう。）
- 四 社團法人大日本水產会（明治四十二年五月十九日に社團法人大日本水產会という名称で設立された法人をいう。）
- 五 財團法人水產物安定供給推進機構（昭和五十一年十二月一日に財團法人魚価安定基金という名称で設立された法人をいう。）
- 六 財團法人海外漁業協力財團（昭和四八年六月二日に財團法人海外漁業協力財團という名称で設立された法人をいう。）
- 七 社團法人米穀安定供給確保支援機構（昭和三十一年九月九日に社團法人米穀安定供給確保支援機構という名称で設立された法人をいう。）
- 八 社團法人米穀用牛振興基金協会（昭和四十七年八月二十五日に社團法人全国肉用牛振興基金協会という名称で設立された法人をいう。）
- 九 財團法人日本木材総合情報センター（昭和四十九年十月一日に財團法人日本木材総合情報センターという名称で設立された法人をいう。）
- 十 財團法人ベンチャーブレイズセンター（昭和五十一年七月一日に財團法人ベンチャーブレイズセンターという名称で設立された法人をいう。）
- 十一 社團法人全國石油協會（昭和二十八年六月二十五日に社團法人全國石油協會という名称で設立された法人をいう。）
- 十二 財團法人建設業振興基金（昭和五十年七月十六日に財團法人建設業振興基金という名称で設立された法人をいう。）
- 十三 財團法人不動産流通推進センター（昭和五十五年十一月一日に財團法人不動産流通近代化センターという名称で設立された法人をいう。）
- 十四 財團法人民間都市開発推進機構（昭和六十二年十月一日に財團法人民間都市開発推進機構という名称で設立された法人をいう。）
- 十五 社團法人全國市街地再開発協会（昭和四十四年十一月十一日に社團法人全國市街地再開發協会という名称で設立された法人をいう。）
- 十六 財團法人日本建築防災協会（昭和四八年一月五日に財團法人日本特殊建築安全センターという名称で設立された法人をいう。）
- 十七 財團法人産業廃棄物処理事業振興財團（平成四年十二月三日に財團法人産業廃棄物処理事業振興財團という名称で設立された法人をいう。）

### 附 則

- 2 1 この命令は、法の施行の日（平成二十四年二月二十三日）から施行する。
- この命令の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの間における第三条の規定の適用については、同条中「株式会社日本政策金融公庫及び株式会社国際協力銀行」とあるのは、「及び株式会社日本政策金融公庫」とする。
- 3 法の施行の日以後最初に行う法第二十八条の規定による公表についての第十一条第一項の規定の適用については、同項中「四月一日から六月三十日まで」とあるのは、「法の施行の日から平成二十四年六月三十日まで」とする。

### 附 則（平成二五年三月一五日内閣府・復興庁・総務省・財務省・農林水産省・経済産業省令第一号）

- この命令は、中小企業等協同組合法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

### 附 則（平成二八年三月三一日内閣府・復興庁・総務省・財務省・農林水産省・経済産業省令第一号）

- この命令は、平成二十九年四月一日から施行する。

- 附 則（平成二九年三月九日内閣府・復興庁・総務省・財務省・農林水産省・経済産業省令第一号）
- この命令は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 附 則（令和四年一〇月一一日内閣府・復興庁・総務省・財務省・農林水産省・経済産業省令第一号）
- この命令は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

この命令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年三月三一日内閣府・復興庁・総務省・財務省・農林水産省・経済産業省令第一号）

この命令は、平成二十八年四月一日から施行する。